

矢巾町社会福祉協議会送迎サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 送迎サービス事業(以下「送迎サービス」という。)は、在宅の重度身体障がい者等に対し、医師による治療、社会参加等のため必要な移動を支援し、併せてボランティアによる送迎車の運転業務等の機会を供与することによりボランティア活動の促進を図ることを目的とする。

(送迎対象者)

第2条 送迎サービスの対象者(以下「対象者」という。)は、次に掲げる各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体に異変を来すおそれのある者は除くものとする。

- (1) 障がいが高く、車いす等を使用しなければ歩行が著しく困難な者
- (2) 身体上又は精神上の障がいのため、寝たきり状態の者
- (3) その他矢巾町社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)が特に必要と認めた者

(送迎サービスの内容)

第3条 対象者に提供する送迎サービスの内容は、次に掲げるものとし、その利用回数は、対象者1人につき月2回、までとする。

- (1) 医師による治療のための通院及び入退院
- (2) 介護保険施設、身体障害者更生施設等への入退所
- (3) 福祉活動の参加
- (4) その他会長が適当と認めたもの

(送迎サービスの登録等)

第4条 送迎サービスを受けようとする者は、第2条に規定する対象者又はその者が属する世帯の者が利用登録申請書(様式第1号)に誓約書を添えて会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、送迎サービス利用登録決定通知書(様式第2号)により利用登録の適否を申請者に通知するものとする。
- 3 利用登録された者(以下「登録者」という。)は、登録者の転居、入院その他の理由により登録を変更し、又は取り消す必要があるときは、速やかにその旨を事務局に連絡しなければならない。

(送迎サービスの申し込み等)

第5条 登録者が送迎サービスを受けようとするときは、送迎サービス利用申請者(様式第3号)を会長に提出しなければならない。

- 2 送迎サービスの申込みは、送迎サービスを受けようとする日の前週の木曜日までとし、利用予約は、30日先までとする。
- 3 送迎サービスの利用中の安全を確保するため、利用者は、介護者を添乗させなければならない。

(送迎サービス時間及び休日)

第6条 送迎サービスの時間及び休日は次のとおりとする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、これを変更することがある。

(1) 送迎サービスの時間は、午前9時から午後4時までとする。

(2) 送迎サービスの休日は、次のとおりであるとする。

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ 8月13日から8月16までの日

エ 12月29日から翌年の1月4日までの日

(費用負担)

第7条 利用料は無料とするが、有料道路通行料、駐車場使用料等に要する費用は利用者が負担するものとする。

(送迎者の運行等)

第8条 送迎車の運行は、矢巾町ボランティアセンター登録者の中から支援者を募り、送迎車の運転及び障がい者の介助としてその意向に即した者(以下「送迎サービスボランティア」という。)により運行する。

2 送迎サービスボランティアは以下の要件を満たす者とする。

① 75歳未満であること

② 普通免許を保持し、運転経験3年以上であること

③ 過去2年以内に運転免許停止処分を受けていないこと

3 送迎車の運行経路は、矢巾町社会福祉協議会の出発・帰着とし、利用者の自宅から利用目的地までの往復とする。

4 送迎車の運行は、盛岡市内、紫波郡内を原則とするが、会長が認める場合はこの限りではない。

5 送迎車の運行に当たっては、交通安全に留意するとともに、利用者の安全を図り、事故等の発生時には直ちに事務局に連絡し、その指示を仰ぐものとする。

(ボランティア活動等)

第9条 ボランティア活動は、送迎車の運転及び昇降装置等の操作とし、その活動日時は第5条の利用者の申込日時とする。

(報酬)

第10条 ボランティア活動に対する報酬は、支給しないものとする。ただし、昼食に要する費用は、支給するものとする。

2 前項ただしその昼食に要する費用は、毎年度の予算で定める。

(業務報告)

第11条 送迎サービスボランティアは、送迎車の運行の終了後、運行日誌により送迎サービス担当者が報告するものとする。

(禁止事項)

第12条 送迎サービスボランティアは、その活動に当たっては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可を得ずに、活動内容を変更すること。
- (2) 社会福祉協議会又は利用者の名誉を害するような行為をすること。
- (3) ボランティア活動に関し、金銭等の供応を受け、若しくは要求し、又は仲介すること。
- (4) ボランティア活動の立場を利用して宗教活動若しくは政治活動を行い、又は物品の斡旋をすること。
- (5) その他前各号に準ずる行為をすること。

(秘密の保持)

第13条 送迎サービスボランティアは、活動業務に従事することにより知り得た秘密は、他に漏らしてはならない。その活動業務を退いた後も同様とする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、送迎サービスの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。